

第3回

専門看護師再認定の手引き

専門看護師 再認定審査は書類審査で行われます。
申請書類に不備があった場合には、不合格となります。
申請者は十分注意して書類を作成・提出してください。

2011年

日本看護協会

【目次】

I. 「日本看護協会専門看護師規則及び細則」	2
II. 2010年専門看護師再認定審査の流れ	4
III. 専門看護師再認定審査 実施要領	
1. 再認定審査について	4
2. 申請資格	4
3. 申請手続	4
4. 審査	6
5. 審査結果の通知	6
6. 認定登録および認定証の交付	6
7. 提出書類一覧	7
IV. 連絡先の変更手続	7
V. 個人情報保護方針	7
VI. 申請書類送付先および問い合わせ先	8

別添1 書類作成上の注意事項 専門看護師再認定審査

別添2 研修実績および研究業績の換算表

別添3 Web申請内容変更用紙

I. 「日本看護協会専門看護師規則及び細則」 (抜粋)

日本看護協会 専門看護師規則 第1章 総則

- 第3条 専門看護師とは、本会専門看護師認定審査に合格し、ある特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者をいい、次の各号の役割を果たす。
- (1) 専門看護分野において、個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する。(実践)
 - (2) 専門看護分野において、看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う。(相談)
 - (3) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々との間のコーディネーションを行う。(調整)
 - (4) 専門看護分野において、個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決をはかる。(倫理調整)
 - (5) 専門看護分野において、看護者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす。(教育)
 - (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるために実践の場における研究活動を行う。(研究)

第6章 専門看護師の認定の更新

- 第26条 本会の認定を受けた専門看護師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。
- 第27条 更新のため専門看護師の認定を申請する者(以下「認定更新申請者」という。)は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。
- (1) 日本国の保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること。
 - (2) 申請時において、専門看護師であること。
 - (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研究実績及び研修業績等があること。
- 第28条 認定更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

第7章 専門看護師の資格の喪失

- 第29条 専門看護師は、次の各号の理由により、認定委員会の議決を経て、専門看護師の資格を喪失する。
- (1) 専門看護師の資格を辞退したとき。
 - (2) 専門看護師の認定の更新をしなかったとき。
 - (3) 規則第27条に定める認定更新要件を満たさないと認定委員会が判断したとき。
 - (4) 日本国の保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を喪失、返上または取り消されたとき。

第8章 専門看護師の再認定

- 第31条 規則第29条に基づき資格を喪失後に再び専門看護師の認定を申請する者(以下「再認定申請者」という。)の審査は、第27条および第28条の規程を準用する。この場合「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。
- 2 再認定申請者については規則第27条の2号を免除する。

日本看護協会専門看護師細則 第6章 専門看護師の認定の更新

- 第24条 規則第26条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。
- (1) 看護実践時間が2,000時間以上に達していること。
 - (2) 研修実績および研究業績等が合わせて100点以上であること。
- 第25条 認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない
- (1) 専門看護師認定更新申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 勤務先の長の証明する勤務証明書
 - (4) 認定証取得後5年間の看護実績報告書
- 2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。
 - 3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。
- 第26条 規則第26条の規定に関わらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

日本看護協会専門看護師細則 第7章 専門看護師の再認定

- 第28条 規則第31条の規程に基づき再認定を受けようとする者（以下「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に細則第24条の各号をすべて満たしていなければならない。
- 第29条 再認定申請者は、専門看護師再認定申請書とともに細則第25条の2号から4号に定める申請書類と理事会が定める審査料を本会に提出しなければならない。この場合、4号に定める申請書類について「認定証取得後5年間」を「申請時において過去5年間」と読み替えるものとする。
- 第30条 専門看護師の再認定を受け認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに、専門看護師認定申請書に理事会が定める認定料を添えて本会に提出しなければならない。

全文は下記URL参照

<http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/howto/pdf/sensaisoku.pdf>

II. 2011年専門看護師再認定審査の流れ

日程	申請者	日本看護協会
2011年 7月1日（金）～ 7月15日（金）	Web申請 審査料振込 申請書類送付	申請資格の確認及び申請者の確定
審査（8～11月）		
2011年12月	審査結果の受領 認定更新登録申請	審査結果の通知（文書）
1月		認定更新登録申請の確認 専門看護師名簿の更新
2月	認定証の受領	認定証の交付

III. 専門看護師再認定審査 実施概要

1. 再認定審査について

日本看護協会専門看護師規則第31条の規定に基づき、規則第3条の専門看護師の役割を果たしているか確認するため実施する。

2. 申請資格

日本看護協会専門看護師規則第27条および細則第24条の規定の通り（ただし、第27条の2号を免除する）。

3. 申請手続き

1) 申請期間

2011年7月1日（金）～7月15日（金）必着

2) 申請方法（以下の（1）～（3）の全てを行う）

	方法
1 Web 申請	・申請期間になったら、日本看護協会公式ホームページ（下記アドレス）にアクセスし、「専門看護師認定更新審査受験申請情報入力画面」に必要な事項を入力する。備考欄に必ず「再認定審査」と記入すること。

	<p>URL:https://nintei.nurse.or.jp/RecNurse/index.aspx</p> <p>※申請期間以外は、入力画面の閲覧はできない。</p> <p>※Web 申請で記入した E メールアドレス宛てに、自動応答で Web 申請完了及び審査料振込に関するメールを送信するため、携帯電話のメールアドレスの登録は避けること。</p> <p>※Web 申請後 2～3 日以内にメールの受信が確認できない場合は、認定部へ問い合わせること。</p>
2 審査料振込	<ul style="list-style-type: none"> • 審査料：30,000円 • 振込先：Web申請者に対し、Eメールで振込先口座番号を案内する。詳細はEメール参照。 ※振込先口座番号は申請者ごとの個別のものである。 ※口座の通知までに2～3日を要する場合があるため、余裕をもってWeb申請を行うこと。 ※振込先口座番号は、審査合格後の認定料振込の際も使用するため、保管すること。 • 振込時の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ①振込日を書類確認用紙 専門看護師再認定審査（様式 専再-1）に記載する。振込明細書等の提出は不要だが、保管すること。 ②振込名義は受験者の氏名とし、施設名での振り込みは避けること。 ③既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。
3 申請書類送付	<ul style="list-style-type: none"> • 申請書類様式は、日本看護協会公式ホームページよりダウンロードする。 URL:http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/senmon/index.html • 申請書類の作成の際には、別添1「書類作成上の注意事項 専門看護師再認定審査」および別添2「研修実績および研究業績等の換算表」を参照のこと。 • 申請期間内に配達記録が残る方法（簡易書留や宅配便）で認定部に送付する。封筒の表に「専門看護師 再認定審査申請書類在中（分野名）」と明記すること。 ※申請期間外に到着した書類は受理しない。 ※書類の持参は受け付けない。 ※書類受領についての問い合わせは受け付けない。 ※受領した申請書類はいかなる理由があっても返還しない。

4. 審査

1) 審査方法：書類審査

2) 審査時期：8～11月

※なお、審議の過程で、申請者に対しWeb申請で記入したEメールアドレス宛て、もしくは申請書類の様式 専再-1に記載した緊急連絡先（電話番号）に連絡する可能性がある。

5. 審査結果の通知

審査結果は2011年12月に申請者宛に文書で通知する。

※電話やEメール等による可否の問い合わせには応じない。

6. 認定登録および認定証の交付

1) 合格者には、審査結果と共に登録に必要な以下の手続きについて案内する。

(1) 登録申請書および日本看護協会公式ホームページにおける情報公開について

(2) 認定料（20,000円）の納付について

(3) 登録内容の変更方法について

2) 手続きを完了した者に認定証を交付し、専門看護師名簿に登録する。

3) 「6. 1) (1)」にて情報公開の承諾が得られた場合に、公式ホームページ「専門看護師登録者一覧」に氏名および所属施設名を公表する。

7. 提出書類一覧

様式	提出書類内容
専再-1	書類確認用紙 専門看護師再認定審査
専再-2	履歴書
専C-3	実践時間証明書
専C-4	年間活動報告書
専C-5	研修実績および研究業績等申告表
専C-6-①	社会活動等に関する報告書（社会活動・講師等）
専C-6-②	「社会活動」に関する証明
専C-6-③	「講師等」に関する証明
専C-7-①	研修プログラム等への参加に関する報告書（一般参加①②）
専C-7-②	研修プログラム等への参加に関する証明
参考様式	事例検討会参加証明書
専C-8-①	学会・研究会への参加に関する報告書（一般参加）
専C-8-②	学会・研究会への参加に関する証明
専C-9-①	学会発表等に関する報告書（発表・講演等）
専C-9-②	「特別・基調講演の講師、シンポジスト等」に関する証明
専C-10	研究会発表に関する報告書
専C-11	論文発表・専門誌等の執筆に関する報告書（論文・教科書等書籍）
	改姓を証明する書類（該当者のみ提出）

*様式 専C-5で申告した研修実績・研究業績のうち、該当する様式を専C-6～11から選択し、証明書類を添付して提出すること。

IV. 連絡先の変更手続

Web申請の際に入力した情報にて個人情報を管理しているため、Web申請時の内容（所属施設、住所及び氏名）に変更がある場合は、以下の方法にて認定部に届け出る。

期間	連絡手段	連絡方法
7月16日（Web申請締切）～ 結果通知	メール	「別添3 Web申請内容変更用紙」をダウンロードし記入の上、認定部（専門看護師担当）へメール添付し送付する。
結果通知以降	Web	日本看護協会公式ホームページより認定者登録内容変更について、案内を確認の上、マイページよりすみやかに変更手続きを行う。（詳細は、以下のURLを参照） URL： http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/howto/index.html#04

V. 個人情報保護方針

日本看護協会における個人情報保護方針に準ずる。

URL：<http://www.nurse.or.jp/privacy/index.html>

VI. 申請書類の送付先および問い合わせ先

送付先：〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5-8-2

日本看護協会 認定部

第3回 専門看護師再認定審査 係

問合せ先：日本看護協会認定部（専門看護師担当）

月曜日～金曜日（土日祝日を除く）14時から17時

電話：03-5778-8546

E-Mail：cns@nurse.or.jp